
本 別 町 農 業 委 員 会
第 1 0 回 総 会 議 事 録

自 令和6年3月27日
至 令和6年3月27日

本 別 町 農 業 委 員 会

第 1 0 回本別町農業委員会総会議事録

開 催 日 時

令和 6 年 3 月 2 7 日 (水曜日)

開 催 場 所

本別町役場 3 階会議室

開 会 及 び

開 会

令和 6 年 3 月 2 7 日 午後 3 時 0 0 分

閉 会 日 時

閉 会

令和 6 年 3 月 2 7 日 午後 3 時 5 1 分

出 席 委 員
(1 5 名)

議 席

委 員 名

出 欠

議 席

委 員 名

出 欠

1 番

中 野 康 夫

○

9 番

井 出 和 実

○

2 番

土 藏 真 哉

○

1 0 番

高 橋 秀 和

○

3 番

牧 田 安 史

○

1 1 番

河 野 一 紀

○

4 番

高 一 郎

○

1 2 番

久 常 章 司

○

5 番

佐 藤 光 輝

○

1 3 番

齊 藤 一 成

○

6 番

牛 渡 広 和

○

1 4 番

門 前 清 隆

○

7 番

前 佛 由 美 子

○

1 5 番

川 初 光 章

○

8 番

福 田 博 明

○

職 務 の た め 出 席
し た 者 の 職 名

事務局長 舩 舘 憲
事務局次長 原 英 樹

議 長

会 長 牧 田 安 史

議 事 録 署 名 委 員

6 番 牛渡 広和 委員
7 番 前佛由美子 委員

第 10 回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

日程 1 議事録署名委員の指名 6 番 牛渡広和委員 7 番 前佛由美子委員

日程 2 報告第 1 号 令和 6 年度本別町農業委員会関係予算について

日程 3 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

日程 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

日程 7 議案第 5 号 農業委員会による最適化活動の推進等について

日程 8 議案第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

日程 9 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

閉会宣言

第10回 本別町農業委員会総会

(議 事 録)

開会宣言	(午後3時00分)
牧田議長	本総会の開催にあたり、委員の皆様におかれましては何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、第10回本別町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は15名です。よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。
日程1	議事録署名委員の指名
牧田議長	議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員は、会議規則第14条により6番牛渡広和委員、7番前佛由美子委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
日程2	報告第1号 令和6年度本別町農業委員会関係予算について
牧田議長	報告第1号、「令和6年度本別町農業委員会関係予算について」を議題とします。事務局より報告の内容の説明を求めます。
事務局(原次長)	報告第1号 令和6年度本別町農業委員会関係予算について。令和6年度農業委員会関係予算が議会において可決されたので下記のとおり報告する。令和6年3月27日、本別町農業委員会会長。 内容といたしまして主だったところは、まず歳入 款15 道支出金ですが、前年より200万円程度増額となっていますが、ここ数年の実績値のほか、歳出の12節 委託料で、業務委託料を170万円ほど計上していますが、この分が交付税措置されるため、増額しております。また、款20 諸収入 1節 農業費受託事業収入が若干減額となっていますが、農業者年金業務受託料が、前々年度、令和4年度実績を基に算定されるため、受給者数、加入者数、届け出関係の処理量などの関係で、少し減額となっています。続いて歳出ですが、1節 報酬については、前年度は改選期でしたので関係分を増額しましたが、今年は例年に戻しました。2節 給料から 4節 共済費までは、昨年度の人事異動の関係で増額していま

	す。10節 需用費の消耗品費につきましても、昨年の改選の関係から、参考図書等を購入する費用として増額しておりましたが、令和6年度は平常に戻っていることから減額しています。主だったところは以上です。
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。川初委員。
川初委員	委託料の地図作成ですが、これから毎年かかってくるのですか。今回の1回のみですか。
事務局(原次長)	令和6年度限りかなと思っていますが、地域計画のなかの目標地図の作成業務でありますので、地域計画が5年に1度は見直しをかけることになると思いますので、今後は不透明ではありますが、数年に1度は計上するかもしれないところです。
川初委員	委託会社は決まっているのですか。
事務局(原次長)	これから見積合わせで決めることになります。
牧田議長	よろしいですか。ほかに質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですので、報告第1号はこれで報告済みとします。
日程3	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
牧田議長	議案第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので、承認の可否について議決を求める。令和6年3月27日。本別町農業委員会会長。議案にかかっているものについて、解約の通知から、土地の引渡し日まで、6か月以内であることから、解約の要件を満たしていると思われます。 (議案第1号、番号1番から9番について朗読・説明。)
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第1号1番から9番は提案のとおり承認することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第1号1番から9番は提案のとおり承認されました。
日程4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
牧田議長	議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。番号1番の案件については、諸般の事情により、取り下げいたしますので、報告します。はじめに2番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので許可の可否について議決を求める。令和6年3月27日 本別町農業委員会会長。農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書のとおり、すべての要件を満たしていると思われますので、説明を省略させていただきます。なお、番号1番については、後ほど追加議案として協議させていただきます。(議案第2号、番号2番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
中野委員長	議案第2号2番について報告いたします。令和6年3月8日に私、中野と、福田委員、久常委員の3名で調査をしてまいりました。本申請は農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号2番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号2番は提案のとおり決定されました。
	続いて3番から5番まで一括して提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	(議案第2号、番号3番から5番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
中野委員長	議案第2号3番から5番について報告いたします。調査日・調査委員は番号2番と同じです。本申請は農地法第3条による賃貸借の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号3番から5番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号3番から5番は提案のとおり決定されました。
	続いて6番について提案します。本件は●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により●●委員の退席を求めます。
	事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	(議案第2号、番号6番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
中野委員長	議案第2号6番について報告いたします。調査日・調査委員は番号2番と同じです。本申請は農地法第3条による賃貸借の申請であり、申請書に

	基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号6番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号6番は提案のとおり決定されました。ここで●●委員の復席を許可します。 続いて7番から11番まで、一括して提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	(議案第2号、番号7番から11番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
中野委員長	議案第2号7番から11番について報告いたします。調査日・調査委員は番号2番と同じです。本申請は農地法第3条による賃貸借の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号7番から11番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号7番から11番は提案のとおり決定されました。

	続いて12番と13番について、一括して提案します。本件は●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により●●委員の退席を求めます。 事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	(議案第2号、番号12番と13番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
中野委員長	議案第2号12番と13番について報告いたします。調査日・調査委員は番号2番と同じです。本申請は農地法第3条による賃貸借の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号12番と13番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号12番と13番は提案のとおり決定されました。ここで●●委員の復席を許可します。
	続いて14番について提案します。本件は●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により●●委員の退席を求めます。 事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	(議案第2号、番号14番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
中野委員長	議案第2号14番について報告いたします。調査日・調査委員は番号2番と同じです。本申請は農地法第3条による賃貸借の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を

	取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号14番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号14番は提案のとおり決定されました。ここで●●委員の復席を許可します。 続いて15番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	(議案第2号、番号15番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
中野委員長	議案第2号15番について報告いたします。調査日・調査委員は番号2番と同じです。本申請は農地法第3条による賃貸借の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号15番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号15番は提案のとおり決定されました。
日程5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

牧田議長	議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次の通り提出があったので許可の可否について議決を求める。令和6年3月27日本別町農業委員会会長。なお、農地区分の判断については、別添の、農地転用許可申請に係る審査表のとおりですので、説明を省略させていただきます。(議案第3号、番号1番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
中野委員長	議案第3号1番について報告いたします。調査日、調査委員は、議案第2号2番と同じです。本申請に係る農地は、砂利層があるため農耕に支障をきたしていることから、一時転用は止むを得ないものと判断しましたので報告いたします。以上です。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第3号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号1番は提案のとおり決定されました。
日程6	議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
牧田議長	議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を議題とします。はじめに1番と2番について、一括して提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(原次長)	議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」、次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について議決を求める。令和6年3月27日、本別町農業委員会会長。(議案第4号、番号1番と2番について朗読・説明)

牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第4号1番と2番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第4号1番と2番は提案のとおり決定されました。 次に3番と4番について、一括して提案します。本件は●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により●●委員の退席を求めます。 事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(原次長)	(議案第4号、番号3番と4番について朗読・説明)
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第4号3番と4番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第4号3番と4番は提案のとおり決定されました。ここで●●委員の復席を許可します。 次に5番から7番について、一括して提案します。事務局より提案の内容の説明を求めます。
事務局(原次長)	(議案第4号、番号5番から7番について朗読・説明)
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第4号5番から7番は提案

	のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第4号5番から7番は提案のとおり決定されました。 次に8番について、提案します。本件は●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により●●委員の退席を求めます。 事務局より提案の内容の説明を求めます。
事務局(原次長)	(議案第4号、番号8番について朗読・説明)
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第4号8番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第4号8番は提案のとおり決定されました。ここで●●委員の復席を許可します。 次に9番について、提案します。事務局より提案の内容の説明を求めます。
事務局(原次長)	(議案第4号、番号9番について朗読・説明)
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第4号9番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第4号9番は提案のとおり決定されました。

日程7

議案第5号 農業委員会による最適化活動の推進等について

牧田議長

議案第5号、「農業委員会による最適化活動の推進等について」を議題とします。事務局より提案の内容の説明を求めます。

事務局(原次長)

議案第5号 農業委員会による最適化活動の推進等について、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、毎年度最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価を義務づけられましたので、別紙様式1、令和6年度最適化活動の目標の設定等案について審議されたい。令和6年3月27日、本別町農業委員会会長。

議案書49ページをお開きください。令和6年度の目標の設定等案でございますが、「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、「1 農業委員会の現在の体制」において、農業委員数は昨年の改選に伴いまして、総数は15名で変わりませんが、内訳が変わっています。「農家・農地等の概要」につきましては、統計資料に基づき記載することになっていますので、今年度については変更ありません。

「Ⅱ 最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」につきまして、「(1) 農地の集積」につきましては、令和5年度の集積結果を現状として記載しております。「② 目標」につきましては、今年度の新規集積面積を3haとしました。本町においては集積が進んでおりますので、現実的にどうかというところではありますが、目標としては3haを担い手に集積させたい、として記載しています。「(2) 遊休農地の解消」につきましては、現状16haの遊休農地が残っております。解消に向けて本年度も努力していきたいと考えているところです。51ページ、「(3) 新規参入の促進」としまして、令和4年度実績はゼロという結果で記載しています。今年度の新規参入の目標につきましては、過去3か年の権利移動面積の平均の一割以上を新規参入者の目標面積に設定しなさいとなっております、52.3ha と記載しているところでございます。

「2 最適化活動の活動目標」につきまして、最適化活動を行う農業委員

	の1人当たりの活動日数の目標を月6日と設定させていただければと思います。「(2)活動強化月間の設定目標」としましては、3回以上設定しなさいと国から指導されておりまして、当委員会としましては、10月から12月頃、秋の利用調整の時期となってくると思いますので、3ヵ月間を強化月間として設定させていただいているところでございます。「(3)新規参入相談会への参加目標」ですが、令和5年度は会長に参加していただきましたが、令和6年度も委員でご都合つけば参加していただきたいと思います。宜しく願いいたします。以上です。
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第5号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号は提案のとおり決定されました。 ここで、追加議案を提出致します。追加議案書を配布しますので、暫時休憩致します。 (議案書配布)
牧田議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
日程8	議案第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
牧田議長	議案第6号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。本件は●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定のより●●委員の退席を求めます。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	議案第6号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので、承認の可否について議決を求める。令和6年3月27日。本別町農業委員会会

	長。議案にかかっているものについて、解約の通知から、土地の引渡日まで、6か月以内であることから、解約の要件を満たしていると思われます。 (議案第6号、番号1番について朗読・説明。)
牧田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第6号1番は提案のとおり承認することに異議ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	異議なしと認めます。したがって、議案第6号1番は提案のとおり承認されました。
日程9	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
牧田議長	議案第7号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より提案内容の説明を求めます。
事務局(舩館局長)	議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので許可の可否について議決を求める。令和6年3月27日 本別町農業委員会会長。農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書のとおり、すべての要件を満たしていると思われますので、説明を省略させていただきます。(議案第7号、番号1番について朗読・説明)
牧田議長	次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。
中野委員長	議案第7号1番について報告いたします。調査日・調査委員は議案第2号2番と同じです。本申請は農地法第3条による贈与の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

牧田議長	(ありませんと呼ぶ者あり) 質問がないようですのでお諮りします。議案第7号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。
牧田議長	(ありませんと呼ぶ者あり) 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号1番は提案のとおり決定されました。ここで●●委員の復席を許可します。 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。大変おつかれさまでした。(午後3時51分)

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

令和 6 年 3 月 27 日

議 長 牧 田 安 史 ㊞

署名委員 牛 渡 広 和 ㊞

署名委員 前 佛 由美子 ㊞